

3 月 1 5 日 (金)

(第 3 日 目)

平成31年第2回南関町議会定例会（第3号）

平成31年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 南関町森林環境譲与税基金条例について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成30年度南関町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成31年度南関町一般会計予算について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成31年度南関町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成31年度南関町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成31年度南関町簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成31年度南関町介護保険事業特別会計予算について |

日程第19 議案第19号 平成31年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

日程第20 議案第20号 平成31年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第21 議案第21号 平成31年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

日程第22 議員派遣の件について

日程第23 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

日程第24 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

日程第25 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情書

追加日程第1 議案第22号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第2 議案第23号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第3 議案第24号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第4 議員提出議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）

追加日程第5 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

追加日程第8 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

追加日程第9 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 西 田 恵 介 君
3番 中 村 正 雄 君
5番 杉 村 博 明 君
7番 立 山 秀 喜 君
9番 鶴 地 仁 君
11番 境 田 敏 高 君

2番 北 原 浩一郎 君
4番 立 山 比呂志 君
6番 井 下 忠 俊 君
8番 打 越 潤 一 君
10番 酒 見 喬 君
12番 橋 永 芳 政 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

町	長 佐 藤 安 彦 君	税務住民課長 古 澤 平 君
副 町	長 雪 野 栄 二 君	福祉課長 島 崎 演 君
教 育	長 谷 口 慶志郎 君	経 済 課 長 東 田 彰 夫 君
総 務 課 長	北 原 宏 春 君	建 設 課 長 大 木 義 隆 君
会 計 管 理 者	寺 本 一 誠 君	教 育 課 長 赤 木 二三也 君
まちづくり課長	坂 田 浩 之 君	

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 深 浦 正 勝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第1号 南関町森林環境譲与税基金条例について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、議案第1号、南関町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、南関町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第2号 南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第2号、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、南関町南の関うから館の設置及び管理等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第3号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第3号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、南関町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第4号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第4号、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号 南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第5号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 平成30年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第6号、平成30年度南関町一般会計補正予算（第5号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成30年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第7号 平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第7号、平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成30年度南関町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第8号 平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(橋永芳政君) 日程第8、議案第8号、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成30年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第9号 平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(橋永芳政君) 日程第9、議案第9号、平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋永芳政君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成30年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第10号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成30年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第11号 平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第11号、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成30年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第12号 平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第12号、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成30年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第13号 平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第13号、平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） この宅地分譲事業の特別会計補正予算で、この金額が上がって、補正で減されておりますけど、このあと2区画残っておりますが、また新年度でもあげられておりますけど、このままずっといくよりもできるだけ速やかにこの残りの区画を売買ができるようにしっかりとしていってもらいたいと思いますが、町長の意見はどういった意見をお持ちでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 質問でいいですか。

○5 番議員（杉村博明君） 質問でいいですか。町長。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 16区画中、14区画が既に分譲できておりますけれども、残りの2区画がまだ分譲できてないということで、続きの土地でありますので、2区画を合わせて分譲することも含めながら、これまでもいろんな方法を広報とかで周知してまいりましたけれども、まだそういった意味では不足している部分もあるかもしれませんので、これから2区画、今年度中にどうしても売りたいということで、私はもちろん議員の皆さま方の御協力もいただきながら職員一丸となってその区画、今年度分譲に向けて全力で尽くしてまいりたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員。

○5 番議員（杉村博明君） あと2区画、新年度中には売買できるようにしっかりとお願いしたいと思います。以上です。

○議長（橋永芳政君） ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成30年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第14号 平成31年度南関町一般会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第14、議案第14号、平成31年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

3番議員。

○3番議員（中村正雄君） まちづくり課長に質問します。お試し体験住宅これは非常にいい事業だと思いますけども、いつ頃から検討し予算計上されたんでしょうか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） これについては、来年度で地域おこし協力隊が3年目となり最終年度となります。地域おこし協力隊の方からの申し入れということが強い理由でのお試し住宅体験ということになっている事業で、検討については年明けになってからだったと思います。要項を制定して、そういった事業も地域おこし協力隊が行いたいというような起業をしてですね、意向もありますので、事業をまず町の管理のときに1回させていただいて、その後につなげたいという意向で予算を計上しております。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。

○3番議員（中村正雄君） 非常にいい事業だと思うんですけども、本議会の、突然にこれが出てくるのではなくて、今の答弁の時期からすると、2月の全員協議会の中で事前に議会に提案されてもよかったんじゃないかなというふうに思います。何でこの質問をしたかと言いますと、ちょうど1年前の3月議会に、やはり予算書を突然教育課のほうからALTの町内採用という話が出てきました。進め方が非常に同じような進め方をされているということを危惧しました。それから予算内容について意見を言っても、受け入れる体制が、態度がないように私自身ちょっと感じて、似たような進め方をされているなというふうに感じました。本件は、この予算書の中では、予算額は非常に小さい案件ですけども、来年度から新庁舎建設について南関版コンパクトシティの構想が検討委員会としてスタートします。このコンパクトシティ構想は南関町の将来に大きな影響を与える事業だと思います。この委員会を主幹される課長がこういう態度で進められるとしたらば、町長が言われている九州圏内でないような独自のコンパクトシティをつくりましょう。町民の人たちの声を聞きながら、そして議会とは両輪で相談しながら進めていきたいというふうに町長は言われています。こういうトップの言葉が、現場レベルに届いていないのかと私は危惧しました。また、こういう進め方が執行部の根底にあるのではないかというふうな思いもしました。まちづくり課長にもう一度コンパクトシティ検討委員会にどういう気持ちで望まれるかということをお伺いいたします。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） このコンパクトシティ構想は、南関町の将来を左右するような計画を今後つくっていくという気持ちで、よそにはない、今中村議員もおっしゃいましたがよそにはないような、国が進めるようなコンパクトシティ構想ではなくて、南関版というところが特色あるコンパクトシティ構想になってくると思います。一部の地域だけじゃなく、全町的に網羅したようないろんな方の意見を聞きながら、委員会としては10名構成ですが、その辺の進め方あたりは公表をしながらいろんな人の意見、アンケートも採りながら、素晴らしい構想になっていけばと考えているところです。

○議長（橋永芳政君） 3番議員。最後です。

○3番議員（中村正雄君） 議会に対しての進め方はどうされるのでしょうか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 議会からは委員として2名選出をいただきました。

当然、この前の全協でもその委員会の前に議会へは説明をして、こういった内容ですよという打診をして、議会内でも話し合われて議会で統一した見解を委員会に持ってきていただくということで、早め早めに打ち合わせを行っていきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

1番議員。

○1番議員（西田恵介君） この新年度予算についてですが、庁舎建設の基金についてお尋ねしたいと思います。こちらについては平成31年度、新年度予算には計上してありますが、今後平成32年度が建設になります、平成32年度以降についてはどうされるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 庁舎建設の基金につきましては、平成31年度予算で全額使うという予算になっているところですので、その後の積立てについては、するという方向ではありません。もうしないということです。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） この点ですが、今回この庁舎建設基金の始まったのからすると、これは確か短い年数でこの基金はつくってあると思います。役場、今回庁舎建設にあたっては南関高校庁舎を使っています。ということは、今後、耐用年数等を考えるとそう長くなく20年前後、耐用年数はちょっと私も詳しくは忘れたんですが、20年前後でなるかと思いますので、今後を考えた上でまた次年度以降、すぐする必要はないかもしれませんが、その辺も検討した上で早めに積立額をしていか

ないと、今回も含めて短年で積立てをしていくと、ものすごく負担が出てくるんじゃないかと思います。今後、やっぱり人口も減っていくのは間違いありませんので、町への負担を考えるならば、少額でも少し長い年数で基金を続けていくというのも一つの方法ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 庁舎建設費につきましては、議員のおっしゃられるように少額ではありませんので、積立てられるときには、積み立てていかなければいけないとは思いますが、今からしばらくの中期の財政見通しでは、やはり財源不足でしばらくは財政調整基金がメインとなりますが、基金の取り崩しで運営をしていかなければならないという状況が続きますので、その辺のあたりを先般の一般質問でもお答えしましたが、平成で言えば35年がピークで現在見込んでいますので、その後ですね、財政を引き締めながら積み立てられる基金ができるように、その後に考えていける事項かなというふうには考えております。

○議長（橋永芳政君） 1番議員。

○1番議員（西田恵介君） 今後やはりまちづくりをしていく中、そしてこの予算計上をしていく中、やはり短年度がよければいいではなく、やはり5年後、10年後そういった長いスパンで考えていかないと、総務課長も言われたとおり財政面、また人口等の減少等で全て負担という部分は町民の皆さんにかかってくると思いますので、そういったところをやはり長期スパンで考えていただいた予算計画を立てていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 答えはいらんとかね。

○1番議員（西田恵介君） いいです。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 高度化事業について、ページ数は69ページです。高度化事業がここで組まれておりますけど、昨日もちよつと質問しましたけど、要望がどれだけあって、何人要望があって、これが何人引越されるか、積み残しが何件あるかについてお尋ねします。

○議長（橋永芳政君） 経済課長。

○経済課長（東田彰夫君） 要望が20件ございます。対応できますのが14件でございますので、6件が積み残しという形にはなります。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 積み残しが毎年数件ずつ出ておりますけど、やはりこれか

ら南関町は基盤整備なり、また農業振興に非常に力を入れるような体制をとっております。その中で積み残しがあるということは、農家さんの意欲がちょっと減少してくるんじゃないかというような危惧があります。よければ、なるべく積み残しがないように、農家さんの期待に応えるような予算編成のほうをお願いしたいと思います。別にこれは反対ではございませんので、一応これで終わります。

○議長（橋永芳政君） 7番議員終わりました。ほかにありませんか。

5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 予算書のページでいきますと、43ページ。庁舎建設関係ですけど、これは西田議員との関連でもありますけど、工事請負費16億990万円上がっております。新年度でこの大きな予算であります。この16億円という金額で、また大変町の財政にも厳しい状況になってきております。庁舎建設に関しますと、総額24億円近く全体的には係るとお聞きしております。この中でも、事業費として全額で24億円程度なっておりますけど、この中に備品等の関係とかそういった全体的な庁舎に関する、建設に関する金額はこれ以上の予算、補正そうだったので上げることがないように、ぜひお願いしたいと思います。変更、変更となつて、補正で上げられても、この金額が小さな金額だったらいいんですけど、工事関係で変更だ変更だ、工期を変更してくれとそういったのが今までに何度かあります。そういったことがないように十分注意してもらって、この24億円という金額を絶対に上げないようにお願いしたいと思います。よろしく。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（北原宏春君） 庁舎建設につきましてですが、一般質問の中でもお答えしましたように、24億4,000万円から5,000万円ほどみているということで申し上げましたが、その中の平成31年度分の予算の中には、先ほど申しました金額の中にはこれまでの支出した金額と、それから今年見込んでいる金額に庁内配線、電話とそれからコンピューター関係の配線をまだ当初予算にはあげておりません。それをまだわかっていませんが1億円を見込んで先ほどの金額には含めております。ただ、庁内の備品とそれから引越し費用、それも一般質問では申し上げましたが、それにつきましては現在金額はわかりませんので、それは平成32年度の当初予算として計上するという計画でおります。その数字は先ほどの二十四億四、五千万円の中には含まれておりません。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） まちづくり課ですかね、担当的には、全協の中で23億5,669万6,000円と、総額であがってきておりますけど、総務課長が言われるのと、まちづくり課の金額というのが違ってきております。何故でしょうか。

○議長（橋永芳政君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） まちづくり課から報告しました分につきましては、今までの解体費用であるとか、設計、それと本体と防災関係それと拠点センター、備蓄倉庫その辺りで23億5,600万円ほどという説明をしました。先ほど、総務課長も申しましたが、LAN配線があと1億円ほどありますが、その分については総務課予算ですので、このまちづくり課の予算の中には含めておりませんでした。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。最後、3回目でございますので、一応本会議の質疑につきましては3回で終了というようなことで決まっておりますので、いいですか。

○5番議員（杉村博明君） はい。この金額をあげてくれと、全体の総額をあげてくれということで出したんですけど、今言われたのは総務課のLAN配線で1億円かかると。そういったのもあげないと全体でいくらですかて聞いた意味がなかったんじゃないですか。これ以上上がりませんよということで、この金額で上がりませんよということで聞いたのに、何で1億円それはわかってるんですよ。それを何故全協の中で尋ねたときに全額をあげてくださいということでこのようにあげてきてるんじゃないですか。だから課によって聞くのに、総務課、まちづくり課、聞くのもですね、そこで金額が変わってきております。今後、予算等を聞く場合、庁舎建設の金額が変われば、何故かということになるんですよ。疑いたくもなるんですよ。だから、しっかりと24億円だったら24億円ということを説明しなさいということで、全協の中でも言ったじゃないですか。だから必ずもうその中で予算オーバーしないように、半端な金額じゃないんですよ。これまでに70億円を超した予算は初めてなんですね。だからしっかりと、この庁舎建設に対しては見ていきたいと思います。しっかりと執行部のほうもしてもらわないと非常に町民の皆さんに御迷惑をかけます。しっかりとしていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 予算の説明につきましては、担当課ごとでちょっと金額のずれがございまして、非常に申し訳ございませんでした。ただ、全体の事業枠というのは総務課長が申し上げたところでありまして、その中には備品購入費と引越し費用が入っておりませんので、2020年度の当初予算でということで計上させていただきましても、これまでもそれぞれの担当課、総合的にはまちづくり課、担当課まちづくり課ということで進めておりましたけれども、今回の事業は一大事業でありますので、杉村議員今申されましたように担当課だけに任せるのではなく、総務課、建設課、ほかの課も全ての課が一つにまとまって、これからそういった金額等にも対処できるように説明ができるように進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（橋永芳政君） 5 番議員の質問を終わります。ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 31 年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 15 号 平成 31 年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第 15、議案第 15 号、平成 31 年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 31 年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 16 号 平成 31 年度南関町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第 16、議案第 16 号、平成 31 年度南関町公共下水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成31年度南関町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第17号 平成31年度南関町簡易水道事業特別会計予算について について

○議長（橋永芳政君） 日程第17、議案第17号、平成31年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成31年度南関町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第18号 平成31年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第18、議案第18号、平成31年度南関町介護保険事業

特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成31年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第19号 平成31年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第19、議案第19号、平成31年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成31年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 平成31年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

て

○議長（橋永芳政君） 日程第20、議案第20号、平成31年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成31年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第21号 平成31年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第21、議案第21号、平成31年度南関町宅地分譲事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成31年度南関町宅地分譲事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２２ 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第２２、議員派遣の件について議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第２３ 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第２号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第２３、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託されました、陳情第２号、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 南関町議会議長、橋永芳政様。

平成３１年３月１５日。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条の規定により報告します。

受理番号、陳情第２号。

付託年月日、平成３０年６月１２日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第24 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第5号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書

○議長（橋永芳政君） 日程第24、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第5号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○文教厚生常任委員会委員長（井下忠俊君） おはようございます。報告いたします。

平成31年3月15日、南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第5号。

付託年月日、平成30年12月10日。

件名、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書。

審査の結果、不採択。

委員会の意見、医師数をOECD平均以上の水準に増やすことは不可能なため。

以上です。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、不採択とすることです。

委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第5号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第25 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書

○議長（橋永芳政君） 日程第25、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました、陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○文教厚生常任委員会委員長（井下忠俊君） 報告いたします。

平成31年3月15日、南関町議会議長、橋永芳政様。

南関町文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第6号。

付託年月日、平成30年12月10日。

件名、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書。

審査の結果、採択といたします。

委員会の意見、安全・安心の医療・介護の中で、十分なサービスが提供できるよ

う早急に改善を求めるものである。また、同時に報酬の改善についても申し入れていきたい。

以上です。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、採択とすることです。

委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第6号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情書は、採択とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（橋永芳政君） お諮りします。

ただいま、町長ほかから、議案第22号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてなど、9件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてなど、9件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、御確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） 追加日程第1、議案第22号から追加日程第9の議案名を読み上げます。

(議案書朗読)

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第 1 議案第 2 2 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 1、議案第 2 2 号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 第 2 2 号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、南関町大字上坂下 1 4 7 番地。

氏名、西島文郎。

生年月日、昭和 2 3 年 1 0 月 3 日でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。西島文郎氏の南関町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となっており、南関町固定資産評価審査委員会委員として、再度選任したいので、同意をお願いするものでございます。

西島文郎氏は、昭和 4 6 年日本大学農獣医学部を卒業され、同年 6 月から株式会社寿屋、その後株式会社ニコニコ堂、佐川急便株式会社に勤務され、平成 1 7 年に退職されました。退職後は区長や町青少年補導員、第四小学校の学校評議員など地域の活性化に積極的に貢献されており、町の国民健康保険、介護保険運営協議会の委員にも就任いただき、町の行政運営に助言をいただけてきました。人格・識見とも立派な方で、本審査委員会委員として平成 2 5 年 1 月から就任いただいていることから、経験もあり適任の方と思われますので、御提案申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第２２号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） はい、全員起立です。

したがって、議案第２２号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

追加日程第２ 議案第２３号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 追加日程第２、議案第２３号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 第２３号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、南関町大字豊永６６７番地。

氏名、大原マツ子。

生年月日、昭和２７年７月２６日でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。大原マツ子氏の南関町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となっており、南関町固定資産評価審査委員会委員として、再度選任したいので、同意をお願いするものでございます。

大原マツ子氏は、昭和４６年に熊本県立南関高等学校を卒業され、昭和５１年から福山司法書士事務所に勤務され、平成１７年に事務所が廃業されるまで勤められておりました。その間、行政書士の資格を取得され、のちに行政書士としても活躍をされました。現在は、町の国民健康保険、介護保険運営協議会の委員に就任いただき、町の行政運営にも助言をいただいております。地域においても地域婦人会活動等に積極的に取り組んでおられます。人格・識見ともに優れ、行政書士時代に税の関連事務にも携わっており、本審査委員会委員として平成２８年１月から就任いただいていることから、経験もあり適任の方と思われますので、御提案申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第２３号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第２３号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

追加日程第３ 議案第２４号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 追加日程第３、議案第２４号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 第２４号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。

南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第４２条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、南関町大字関下１５８８番地１０。

氏名、坂本裕美。

生年月日、昭和２５年５月３０日でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。現在の南関町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となっており、南関町固定資産評価審査委員会委員として、新たに選任したいので、同意をお願いするものでございます。

坂本裕美氏は、昭和４４年に専修大学玉名高等学校を卒業され、昭和４６年から南関町役場に勤務されました。平成２２年に１２月に退職されるまでの３９年間で社会教育課長、福祉生活課長、町民課長、議会事務局長を歴任され税務業務については、税務課収納係長を始めとして１２年と６カ月にわたり勤務され、退職後は区

長を務められるなど、地域活動にも貢献されています。税務業務についての経験が豊富であり、人格識見とも立派な方で、本審査委員会委員として適任の方とされますので、御提案申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第24号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

追加日程第4 議員提出議案第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）

○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、議員提出議案第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）を議題にします。提出者の説明を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、井下忠俊君。

○文教厚生常任委員会委員長（井下忠俊君） 議員提出議案第1号、平成31年3月15日。

南関町議会議長、橋永芳政様。

提出者、南関町議会議員、井下忠俊。賛成者、南関町議会議員、北原宏春、賛成者、南関町議会議員、中村正雄、賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、賛成者、南関町議会議員、境田敏高、賛成者、南関町議会議員、酒見喬、賛成者、南関町議会議員、立山比呂志、賛成者、南関町議会議員、打越潤一、賛成者、南関町議会議員、立山秀喜、賛成者、南関町議会議員、杉村博明、賛成者、南関町議会議員、西田恵介、賛成者、南関町議会議員、橋永芳政。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）、

上記の案件を南関町議員会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）

医療や介護現場での人手不足は未だに深刻な状態にあります。人出不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されないまま、厚生労働省も医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。その問題の根底には慢性的な人手不足があり、特に介護現場においては長時間夜勤の割合はさらに高く小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行うためにも、必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員を増員することにより夜勤代制労働における労働環境を改善すること。
2. 人出不足の大きな要因となる賃金のベースアップを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月15日、熊本県南関町議会。

内閣総理大臣、安部晋三様、厚生労働大臣、根本匠様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、柴山昌彦様、総務大臣、石田真敏様、熊本県知事、蒲島郁夫様。

以上です。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 追加日程第5、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお

配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第 8 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 8、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りしました所轄事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第 9 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 9、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元にお配りしました本会議中の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第2回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 31 年 第 2 回 定 例 会

平成 31 年 3 月発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111



